

定例庁議次第

令和7年3月25日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 審議事項 なし

4. 報告事項 (1) 非公開

- (2) 群馬県屋外広告物条例及び同条例施行規則の一部改正に伴う公共サインの安全点検の実施について
(建設課 大澤課長)【資料番号2】

5. 議案事項 なし

6. その他

7. 閉会

3月25日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【2. 報告事項】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 建設課長 大澤 正弘

【件 名】

群馬県屋外広告物条例及び同条例施行規則の一部改正に伴う公共サインの安全点検の実施について

【目 的】

群馬県屋外広告物条例（以下「条例」という。）及び群馬県屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）の改正により、「屋外広告物の有資格者による点検」が新たに定められ、市町村が設置する公共サインに対しても適用されることについて報告するもの。

【概 要】

1 屋外広告物の有資格者による点検

(1) 屋外広告物の点検の基準

ア 点検の概要

(ア) 実施頻度及び実施の方法（規則第20条の3第1項関係）

頻度は「3年を超えない期間ごと」、方法は「目視、打診等」とされた。

(イ) 完了後の取扱い（規則第20条の3第2項関係）

知事が交付する点検済標識を速やかに当該広告物等に貼付する。

イ 点検を実施する者（条例第23条第1項、規則第20条の3第3項関係）

次の者が点検を実施するものとされており、当該自治体内に資格がある職員がいる場合は、直営での実施も可能である（点検実施後、資格が分かる書類を持って所管の土木事務所に行き、点検済標識の交付を受ける（要事前連絡）。）。

(ア) 屋外広告士

(イ) 群馬県・他の都道府県・指定都市・中核市が行う屋外広告物講習会修了者

(ウ) 建築士

(エ) 電気工事士

(オ) 電気主任技術者

(カ) 屋外広告物点検技能講習修了者

(キ) 職業訓練修了者等

ウ 対象外の屋外広告物（規則第20条の3第4項関係）

次に掲げるものは、点検の対象から除かれる。

(ア) はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕、アドバルーン、壁面に直接

塗装されたものその他これらに類する軽易な広告物

(イ) 法令の規定により条例第 23 条第 1 項本文の点検と同程度以上の点検を実施することとされているもの

(ウ) その他点検の必要がないと知事が認めるもの

(2) 点検を怠った場合

点検義務違反の場合の罰則規定は、条例に設けられていない。ただし、許可の要、不要ごとに義務違反への対応が県都市計画課で予定されている。

2 市町村の公共サインに対する本規定の適用

(1) 県都市計画課通知

令和 7 年 3 月 5 日付け都第 294-46 号「群馬県屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正に伴う公共サインの安全点検の実施について（依頼）」により、群馬県屋外広告物条例が適用される市町村内に市町村が設置する公共サインについても、有資格者による適切な安全点検を実施する必要があることが明確にされた。

また、この通知において、次の事項が併せて依頼された。

ア 定期的に安全点検を行うとともに、破損、腐食、表示面の劣化（退色等）が認められた場合は、必要に応じ修繕、撤去等を検討すること。

イ 設置してから長期間（15 年以上を目安とする。）が経過している公共サインについては、点検の頻度を増やす等の対応をすること。

ウ 改正後の条例及び規則の施行後は、点検資格を有する屋外広告業者へ点検を依頼する必要があるため、点検費用等に関する予算措置についても適切に対応すること。

(2) 町が設置する屋外広告物の対応

町で設置する屋外広告物については、「屋外広告物点検結果総括票（案）」及び「屋外広告物の点検結果等に関する個票（案）」による各所属での管理としたい。

【備 考】

改正後の条例及び規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行される（罰則のうち拘禁刑が規定されているものは、令和 7 年 6 月 1 日（改正刑法の施行の日）から施行される。）。